

資料 1 (平成 29 年 7 月 13 日 働き方改革
調査特別委員会 執行部提出資料)

議会対応業務にかかる執行部提案について

県庁では、平成 26 年度から組織的な取組として、「ワーク・ライフ・マネジメント」を推進し、業務削減やプロセス改善に取り組んでいるところです。

こうした中で、議会運営等においても一定のご配慮をいただくことで、職員の業務削減につながるものと考えておりますので、下記の項目についてご提案いたします。

記

1 本会議・委員会への出席者の簡素化

本会議や委員会への出席者について必要最小限となるよう見直しを検討していただきたい。

<見直しの具体例>

- ・議案質疑のための本会議への出席者の縮小
- ・本会議の執行部連絡員や総括質疑のための予算決算常任委員会への出席者の縮小

2 本会議における発言通告提出期限の早期化

質問・質疑に関する事前の発言通告については、通告を受けてからの答弁内容の検討が時間外に及ぶことが多い中、時間外勤務の縮減を図り、的確かつ丁寧な答弁の準備が十分行えるよう、発言通告提出期限の早期化についてご検討いただきたい。

<見直しの具体例>

- ・発言通告の提出期限を質問日前々日の 17 時から 13 時に変更

3 提出資料等の簡素化

議案の審議や委員会での調査のために議会へ提出する資料について、資料自体の省略や内容の簡略化など、業務の効率化の観点から見直しを検討していただきたい。なお、今後、状況の変化に対応し、適時提出資料等の見直しにかかる提案の機会をいただきたい。

4 資料等の提出期限の設定について

各議員からの参考資料の請求について、時間外勤務削減の観点から余裕を持った期限の設定をお願いしたい。また、夏季や年末年始、ゴールデンウィーク等、職員の休暇取得を促進している期間の資料請求については、特段の配慮をお願いしたい。